

厚 生 常 任 委 員 会

資 料

令和元年6月19日（水）

福祉保健部

目 次

【 予算議案 】

I	議案第1号 令和元年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）	
○	歳出予算集計表（課別） 1
○	補正予算の主な事業 2

【 特別議案 】

I	議案第5号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 1 4
II	議案第10号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部 を改正する条例 1 5

【 報告事項 】

I	損害賠償額を定めたことについて 別冊
II	平成30年度宮崎県縁越明許費縁越計算書 別冊

【 その他報告事項 】

I	令和元年度に策定・改定予定の主な計画について	
○	宮崎県再犯防止推進計画の策定について 1 7
○	第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画の策定について 1 8
○	第7次宮崎県医療計画の一部改定について 1 9
○	宮崎県水道ビジョンの策定について 2 0
○	第2期みやざき子ども・子育て応援プランの策定について 2 1
○	宮崎県社会的養育推進計画（仮称）の策定について 2 2

【予算議案】

I 議案第1号

令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)

○歳出予算集計表(課別)

(単位:千円)

会計名	課 名	令和元年度			平成30年度	
		現計予算額	6月補正額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
一般会計	福祉保健課	11,247,797		11,247,797	11,326,704	11,016,390
	指導監査・援護課	197,133		197,133	206,789	184,492
	医療業務課	4,155,943	39,762	4,195,705	4,167,766	3,289,695
	国民健康保険課	29,574,545		29,574,545	29,553,583	27,631,410
	長寿介護課	20,487,536	41,319	20,528,855	19,767,449	20,407,976
	障がい福祉課	16,001,874		16,001,874	15,287,786	14,784,407
	衛生管理課	1,550,063		1,550,063	1,681,021	1,687,802
	健康増進課	3,312,157	18,764	3,330,921	3,109,069	3,183,813
	こども政策課	16,776,504	373,839	17,150,343	16,539,838	15,482,356
	こども家庭課	5,823,630	5,300	5,828,930	5,437,290	5,610,198
特別会計	小計	109,127,182	478,984	109,606,166	107,077,295	103,278,539
	国民健康保険課 (国民健康保険特別会計)	117,814,752		117,814,752	115,761,087	116,695,810
	こども家庭課 (母子父子寡婦福祉資金特別会計)	391,515		391,515	270,956	380,972
	小計	118,206,267	0	118,206,267	116,032,043	117,076,782
	福祉保健部 合計	227,333,449	478,984	227,812,433	223,109,338	220,355,321

○ 補正予算の主な事業

⑥看護人材獲得支援事業

医療業務課

1 目的・背景

看護人材不足に対応するため、看護協会による就業相談の強化や医療機関の受入体制の充実等を支援することにより、安定的な看護人材の確保を図る。

2 事業概要

(1) 県内外看護師等への県内就業支援事業

① 県内医療機関の魅力発信力向上のため、研修会を行う。

② 県内就職希望者の円滑な就業のため、就職相談・マッチングを行う。

(2) 看護人材受入体制強化支援事業

① 看護人材受入体制支援

求職者等に対する看護体験、職員に対するキャリアアップ教育研修体制の整備のための経費を支援する。

実施主体 200床未満の医療機関等

補助率 1/2 (上限：1機関あたり50万円)

② キャリアアップ研修派遣支援

キャリアアップによる資質向上のため、研修派遣にかかる経費を支援する。

実施主体 200床未満の医療機関等

補助率 1/3 (上限：1機関あたり50万円)

3 事業費

15,700千円

・県内外看護師等への県内就業支援事業 5,700千円

・看護人材受入体制強化支援事業 10,000千円

(財源内訳) (千円)

国庫支出金	その他	一般財源
0	15,700	0

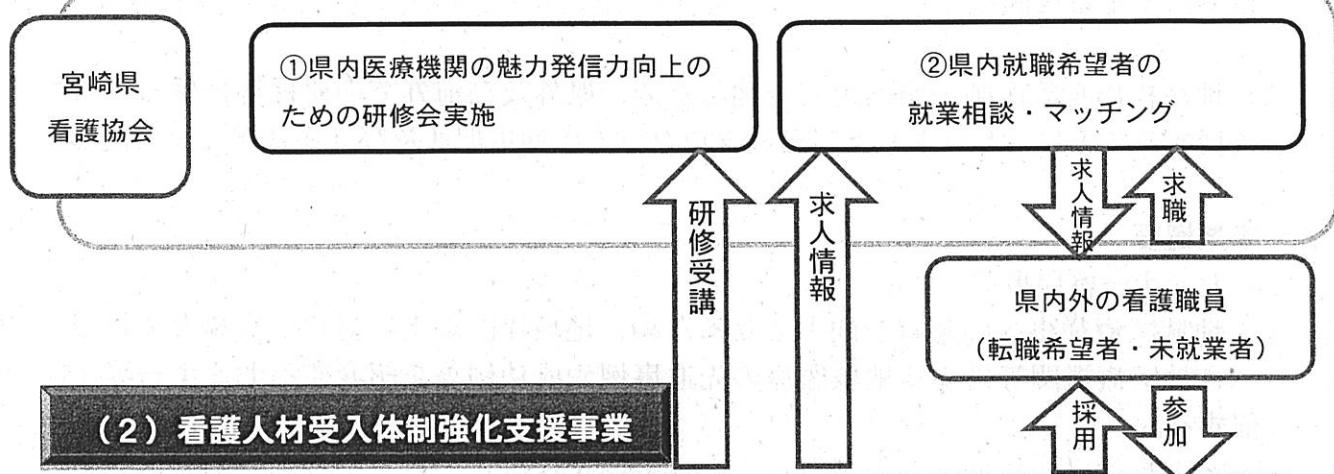
※ 宮崎県人口減少対策基金を活用

4 事業効果

看護人材確保の機運が高まり、看護職員の確保及び定着が図られる。

看護人材獲得支援事業

(1) 県内外看護師等への県内就業支援事業



(2) 看護人材受入体制強化支援事業

① 看護人材受入体制支援

- ・インターンシップや看護体験等の複数回実施（準備対応職員賃金、資料代、参加者保険代など）
- ・キャリアアップのための教育体制整備（院内研修講師謝金、院外研修参加費・旅費など）

② キャリアアップ研修派遣支援

キャリアアップのための資格取得への研修派遣経費支援（研修受講料、旅費、生活費など）

医療機関等

例

認定看護師・専門看護師等資格認定制度

〈認定看護師〉

特定の看護分野において、
熟練した看護技術と知識を用いて水準の
高い看護実践のできる看護師を養成。

〈分野数〉

21 分野（1 分野：615 時間以上の教育）

〈登録者数〉

全国 19,835 人 本県 138 人（H31.6 現在）

〈県内教育機関〉

宮崎県立看護大学（感染管理）

例

特定行為研修制度

特定の区分（行為）について

医師・歯科医師の作成した手順書に基づき
診療の補助が実施できる看護師を養成。

〈区分数〉

21 区分（38 行為）（1 区分：共通科目 315 時間 + 区分別科目時間 15～72 時間）

〈修了者数〉

全国 1,041 人 本県 4 人（H30.3 現在）

〈県内教育機関〉 なし

◎新若手医師キャリアサポート事業について

医療薬務課

1 目的・背景

- (1) 地域医療に従事する意欲を向上させるため、宮崎大学医学部地域枠推薦入試で入学した医学生に対し、セミナー等を開催することにより、地域枠医学生の大学卒業後の県内定着を図る。
- (2) 地域枠出身等医師の県内定着を図るため、県外及び海外での研修等に係る費用を支援することにより、キャリア形成プログラムの適用促進及びスキルアップを図る。

2 事業概要

(1) セミナー啓発事業

地域医療従事への意識を向上させるため、地域枠医学生に対し、宮崎大学教授やべき地医療機関等による地域医療の先進事例や成功例等を紹介するセミナー等を開催する。

(2) キャリア支援事業

① 先進病院短期派遣研修

地域枠出身等医師のキャリア形成プログラム適用者が、スキルアップを図るために、県外の先進病院に短期派遣される際の旅費等を支援する。

(上限：1人あたり50万円)

② 海外短期派遣研修

地域枠出身等医師のキャリア形成プログラム適用者が、スキルアップを図るために、海外の学会に参加する際や海外の医療機関に短期留学する際の旅費等を支援する。

(上限：1人あたり100万円)

3 事業費

4,400千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他の	一般財源
0	4,400	0

※宮崎県人口減少対策基金を活用

4 事業効果

地域医療従事への意識が高まり、キャリア形成プログラムの適用が促進され、スキルアップ及び県内定着が図られる。

新高齢者施設等防災・減災対策強化事業

長寿介護課

1 目的・背景

平成30年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の一環として、高齢者施設等の防災・減災対策を強化するため、国の補助制度を活用し、非常用自家発電設備等の整備やブロック塀等の改修を促進する。

2 事業概要

(1) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

- ① 補助対象：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等
- ② 対象経費：非常用自家発電設備の整備に要する経費
- ③ 補助率：補助対象経費の1／2以内

(2) 高齢者施設等の防犯対策・安全対策強化事業

- ① 補助対象：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム等
- ② 対象経費：安全性に問題のあるブロック塀等の改修に要する経費
- ③ 補助率：補助対象経費の3／4以内

(3) 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業

- ① 補助対象：訪問診療が必要な在宅人工呼吸器使用患者を診ている医療機関
- ② 対象経費：停電時、在宅人工呼吸器使用患者に貸与可能な簡易自家発電機等の整備に必要な経費
- ③ 補助率：補助対象経費の1／2以内

3 事業費

5,139千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他の	一般財源
3,689	0	1,450

4 事業効果

停電時でも事業の継続等を可能にするとともに、地震発生によるブロック塀等の倒壊、破損を防止し、利用者や地域住民の安全・安心が確保される。

④介護福祉士をめざす外国人留学生の受入支援事業

長寿介護課

1 目的・背景

介護福祉士をめざす外国人留学生の育成・確保を図るため、海外でのPR活動経費や介護施設等が支給する奨学金等の一部を助成する。

2 事業概要

(1) 外国人留学生に対するPR事業

- ① 補助対象：県内の介護福祉士養成施設を運営する法人
- ② 対象経費：現地における留学予定者に対する説明会開催等に要する経費
- ③ 補助率：補助対象経費の1／3以内

(2) 介護施設等による外国人留学生への奨学金等の支給に係る支援事業

- ① 補助対象：県内の介護施設等を運営する法人
- ② 対象経費：介護施設等が留学生に支給する奨学金等のうち、日本語学校及び介護福祉士養成施設の学費、生活費等
- ③ 補助率：補助対象経費の1／3以内

3 事業費

12,180千円

(財源内訳) (千円)

国庫支出金	その他	一般財源
0	12,180	0

※ 宮崎県人口減少対策基金を活用

4 事業効果

介護福祉士をめざす外国人留学生を呼び込み、本県で就労する外国人材を育成することで、不足する介護人材の確保が図られる。

◎介護事業所におけるＩＣＴ導入支援事業

長寿介護課

1 目的・背景

介護の職場環境の改善のため、ＩＣＴの導入を推進することにより、介護記録・情報共有・請求等の一連の業務の効率化を図る。

2 事業概要

ＩＣＴを活用して介護記録から請求業務まで一気通貫して行うことができるよう、介護サービス事業所に対し介護ソフト及びタブレット端末等に係る購入費用等を助成する。

(1) 補助対象：県内の訪問系介護サービス事業所

(2) 対象経費：ソフトウェア、タブレット端末等ハードウェア、
セキュリティ対策等に要する経費

(3) 補助率：補助対象経費の1／2以内（上限：1事業所あたり60万円）

3 事業費

24,000千円

(財源内訳) (千円)

国庫支出金	その他	一般財源
0	24,000	0

※ 宮崎県人口減少対策基金を活用

4 事業効果

ＩＣＴの活用により、記録等の負担が軽減され、職場環境の改善が図られるとともに、介護職員の離職防止、定着促進につながる。

また、タブレット端末等で利用者の情報がリアルタイムで共有でき、介護業務における生産性の向上が図られる。

◎新周産期母子医療センター災害時医療提供設備整備事業

健康増進課

1 目的・背景

地域において、妊娠、出産から新生児期に至る一貫した管理を行う周産期母子医療センターが、災害により長期の断水等が発生しても病院の診療機能を維持するために必要な水を確保できるよう、給水設備の整備強化等を図る。

2 事業概要

国立病院機構都城医療センターの給水設備の整備に対する補助を行う。

3 事業費

12,297千円

(財源内訳)	(千円)	
国庫支出金	その他	一般財源
12,297	0	0

4 事業効果

地下水利用のための設備を整えた周産期母子医療センターが、災害により濁った地下水を濾過するための給水設備を整備することにより、災害時の診療機能を維持することができる。

また、南海トラフ等の巨大地震による津波被害が発生した場合、沿岸部の周産期医療の後方施設として大きな役割を担うなど本県の災害医療対応機能の充実が図られる。

◎新旧優生保護法に基づく一時金支給円滑化事業

健康増進課

1 目的・背景

平成31年4月24日に、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立し、即日公布・施行されたことに対し、一時金に関する制度の周知、相談支援及び必要な調査を迅速かつ適切に行うことにより、当事者に寄り添った一時金の円滑な支給を図る。

2 事業概要

- (1) 専任の相談・調査員の配置
- (2) 制度の周知・広報
- (3) 必要な調査の実施

3 事業費

6,467千円

(財源内訳)		(千円)
国庫支出金	その他	一般財源
6,467	0	0

4 事業効果

一時金支給に関する制度の周知を徹底し、当事者からの請求や相談支援及び必要な調査を迅速かつ適切に行うことにより、当事者に寄り添った一時金の円滑な支給を図ることが出来る。

子育てに優しい働き方改革応援事業

こども政策課

1 目的・背景

県内で子育てに優しい職場環境づくりに取り組む企業等を支援するとともに、優良事例を広くPRすることにより、「子育てに優しいみやざき」づくりの推進を図る。

2 事業概要

(1) 企業等に対する啓発

企業等が行う子育てしやすい環境づくりや従業員への支援につながる具体的な取組について意識啓発を図るため、研修会の開催及び専門職員による個別支援（就業規則等の改正へのアドバイス等）を行う。

(2) 企業等への補助

① 育児休業等促進

育児休業等促進を図るため、育児休業給付金の上乗せ、祖父母の孫育て休暇制度などを導入する企業等に対して、就業規則等の改正に要する経費を10万円を上限に、定額で補助する。

② 家事・育児支援

家事・育児支援の推進を図るため、家事代行サービス利用支援、男性向け育児講座などを実施する企業等に対して、その実施に要する経費を10万円を上限に、定額で補助する。

③ その他（企業等からの提案）

上記①、②の他、子育て支援に資する効果的な取組を推進するため、先駆的と認められる取組を実施する企業等に対して、その実施に要する経費を30万円を上限に、定額で補助する。

(3) 事例の幅広い展開

県内の企業等への幅広い展開を推進するため、優良事例について、県のホームページや県政番組、新聞などの広報媒体を活用したPRを行う。

3 事業費

13,839千円

（財源内訳）

（千円）

国庫支出金	その他の	一般財源
0	13,839	0

※宮崎県人口減少対策基金を活用

4 事業効果

従業員の子育てしやすい環境づくりに取り組む企業等を支援し、企業等における子育て環境が改善することにより、従業員の幸福度・職場への満足度の向上、並びに企業等における安定的な人材確保が図られる。

5 事業イメージ



◎幼児教育・保育の無償化支援事業

こども政策課

1 目的・背景

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、その導入に当たって必要となる市町村の取組を支援することで、制度の円滑な導入を図る。

2 事業概要

(1) 幼児教育無償化円滑化事業

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、その導入に当たって必要となる事務に要する経費について市町村に補助する。

また、市町村等を対象に説明会を開催するなど、制度や事務手続きについての周知を図る。

(2) 幼児教育無償化システム改修等事業

利用者の認定、利用料の算定、施設に対する給付費（委託費）算定のために市町村が使用している電算システムについて、無償化に伴う仕様変更等に要する改修費用を市町村に補助する。

3 事業費

360,000千円

(財源内訳)	(千円)	
国庫支出金	その他	一般財源
360,000	0	0

4 事業効果

幼児教育・保育の無償化の導入に要する市町村の取組を支援することで、円滑に無償化が実施され、子育て世帯の幼児教育・保育に要する費用負担の軽減が図られる。

新未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

こども家庭課

1 目的・背景

令和元年10月から消費税率が引き上げとなる中、国において子どもの貧困に対応するため、今年度に、未婚の児童扶養手当受給者に対して臨時・特別給付金を支給することが決定されたことから、町村に在住する対象者に対して当該給付金を支給する。

2 事業概要

(1) 臨時・特別給付金

① 支給対象者

以下のすべての要件に該当する者

- 令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
- 基準日（令和元年10月31日）において、これまでに法律婚をしたことがない者（同日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者に限る）。

② 支給額

17,500円

③ 支給手続

- 令和元年8月：支給対象者は県に対して申請を行う。
- 令和2年1月：支給対象要件を審査の上、児童扶養手当の支払い時に併せて支給する。

(2) システム改修費

本事業を実施するに当たって、児童扶養手当システムの改修を行う。

3 事業費

5,300千円（臨時・特別給付金 4,200千円、システム改修費 1,100千円）

（財源内訳） （千円）

国庫支出金	その他の	一般財源
5,300	0	0

4 事業効果

未婚の児童扶養手当受給者に対して臨時・特別給付金を支給することにより、未婚のひとり親家庭の経済的負担を軽減し、生活の安定と福祉の向上を図ることができる。

【特別議案】

議案第5号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

医療薬務課薬務対策室

1 改正の理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の改正に伴い、手数料の改正を行うもの。

2 改正の概要

別表第2（第3条関係） 226 毒物劇物製造業又は輸入業登録申請手数料
(2) 製剤製造業者等を除く登録に係るものについて、次のとおり改正する。
・ 1件につき 20,700円（現行：1件につき 20,600円）

3 施行期日

令和元年10月1日

II 議案第10号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を 改正する条例

障がい福祉課

1 改正の理由

児童福祉法に基づく都道府県の事務の一部を、当条例に基づき宮崎市に移譲していたところ、地方自治法施行令の改正により、当該事務が中核市の事務として位置づけられたため、規定の改正を行うもの。

2 改正の概要

条例別表に記載されている以下の事務を削る。

- (1) 障害児通所支援事業者の指定（変更の申請に係るものを含む）
- (2) 指定障害児通所支援事業者の指定更新
- (3) 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事項の変更等の届出の受理
- (4) 指定障害児通所支援事業の休廃止の届出の受理
- (5) 指定障害児通所支援事業者に対する措置の勧告
- (6) 勧告拒否の際の公表
- (7) 勧告に係る措置命令
- (8) 措置命令に関する公示
- (9) 指定障害児通所支援事業者の指定の取消
- (10) 指定障害児通所支援事業者に係る公示

3 施行期日

公布の日

議案第10号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を 改正する条例

健康増進課

1 改正の理由

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく知事の権限に属する事務の一部について、県民の利便性の向上及び事務の迅速化を図ることを目的として宮崎市に移譲するための改正を行うもの。

2 改正の概要

条例別表に、特定医療費の支給の認定等に関する事務のうち、以下の事務を追加する。

※難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成制度

医療費の負担を軽減するため、医療保険の自己負担割合を3割から2割（通常の場合）とし、さらに所得等の状況に応じて自己負担上限月額を0円から3万円までとするもの。

- (1) 支給認定の新規及び更新申請の受理、受給者証の交付及び却下通知書の送付
- (2) 支給認定の変更申請の受理、認定及び受給者証の返還
- (3) 支給認定の新規、更新及び変更申請に係る自己負担上限月額の算定及び指定医療機関の選定
- (4) 償還払申請の受理
- (5) 県外転出等による受給者証の返還の要求

3 施行期日

令和元年10月1日

【その他報告事項】

○ 宮崎県再犯防止推進計画の策定について

福祉保健課

1 策定の理由

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき定めるものであり、国の「再犯防止推進計画」を踏まえて、再犯防止対策を総合的に推進するために計画を策定するものである。

2 概要等

(1) 計画期間

令和2年度～令和5年度（4年間）

(2) 計画の趣旨

犯罪をした者等が社会復帰するための体制づくりを推進するとともに、これらの者を社会の構成員として受け入れることへの県民の理解を促進し、県民が安全で安心して暮らすことができる社会を実現するため計画を策定する。

(3) 主な内容（案）

- ・ 国、市町村及び関係機関・団体との連携強化
- ・ 就労・住居の確保
- ・ 保健医療・福祉サービスの利用促進
- ・ 学校等と連携した非行の防止等
- ・ 特性（性犯罪者、暴力団離脱者等）に応じた効果的な支援のための取組
- ・ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発

3 今後のスケジュール（予定）

令和元年 5月	県民意識調査の実施
8月	国の機関、府内関係部局等との調整
10月～11月	宮崎県再犯防止推進計画検討協議会からの意見聴取（計画素案）
令和2年 1月	パブリックコメントの実施
3月	常任委員会に報告（計画案） 計画策定

○ 第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画の策定について

福祉保健課

1 策定の理由

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき定めているものであり、今年度末で現行計画期間が満了することから、計画の見直しを行い、令和2年度からの第2期計画を策定するものである。

2 概要等

(1) 計画期間

令和2年度～令和5年度（4年間）

(2) 計画の趣旨

本県の子どもの貧困対策に関する基本方針を示すとともに、国の大綱で示された重点施策を柱として、本県の取り組むべき施策等を関係機関と連携して推進するため計画を策定する。

(3) 主な内容（案）

- ・ 保護者に対する生活・就労支援
- ・ 教育の支援
- ・ 生活の支援
- ・ 経済的支援

3 今後のスケジュール（予定）

令和元年 3月～9月 アンケート調査の実施・分析

計画素案の作成

10月 宮崎県子どもの貧困対策協議会の意見聴取

11月 常任委員会に報告（計画素案）

12月 パブリックコメントの実施

令和2年 1月 宮崎県子どもの貧困対策協議会の意見聴取

3月 常任委員会で審議（計画案）

計画策定

○ 第7次宮崎県医療計画の一部改定について

医療業務課

1 一部改定の理由

本計画は医療法第30条の4に基づき定めているものであり、医療法の一部が改正され、「医師の確保に関する事項」（以下「医師確保計画」という。）及び「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」（以下「外来医療計画」という。）に係る記載を追加することとされたことに伴い、第7次医療計画の一部改定を行うものである。

2 概要等

（1）計画期間

令和2年度～令和5年度（4年間）※以降3年ごとに見直し

（2）計画の趣旨

① 医師確保計画

地域間の医師偏在の解消等を通じ地域における医療提供体制の確保を図るため、医師確保対策の実施体制の整備等に関する事項について医療計画に位置づけるもの。

② 外来医療計画

外来医療に係る医療提供体制の確保を図るため、病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進等に関する事項について医療計画に位置づけるもの。

（3）主な内容（案）

① 医師確保計画

ア 医師の確保の方針

イ 確保すべき医師の数の目標

ウ 目標の達成に向けた医師の派遣その他の医師の確保に関する施策

② 外来医療計画

ア 外来医療に係る医療提供体制の整備等に関する取組の方針

イ 医療機器の効率的な活用に係る計画

3 今後のスケジュール（予定）

令和元年 6月～11月 計画素案の作成（医療計画策定委員会）

11月 常任委員会へ報告（計画素案）

12月 パブリックコメントの実施

令和2年 2月 医療審議会へ諮問・答申（計画案）

3月 常任委員会へ報告

計画改定

○ 宮崎県水道ビジョンの策定について

衛生管理課

1 策定の理由

国は、人口減少社会の到来や東日本大震災の経験を踏まえ、水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、50年、100年後の将来を見据えた水道の理想像を明示するなど、取組の方向性やその実現方策を提示した新水道ビジョンを平成25年に策定した。

新水道ビジョンでは、都道府県水道行政の立場から将来の地域における水道のあり方を設定するため、都道府県が自らビジョンを策定することを求められている。

本県では、平成30年度に策定委員会を設置し、現在、現状分析と課題抽出を実施しているところである。

2 概要等

(1) 計画期間

令和2年度～令和11年度（10年間）

(2) 計画の趣旨

将来における県内水道の理想像を描き、水道事業が抱える諸問題に対し、国が示す「安全」「強靭」「持続」の観点から今後10年の取り組むべき方策を示し、水道関係者の取組の指針となる計画を策定する。

(3) 主な内容（案）

- ・ 県内水道の概況
- ・ 広域的に連携する圏域の設定
- ・ 給水量の実績と水需給の見通し
- ・ 現状分析と評価、課題の抽出
- ・ 将来目標の設定とその実現方策

3 今後のスケジュール（予定）

令和元年 6月～市町村ヒアリングの実施

7月 策定委員会の開催

8月 市町村水道主管課長会議での意見聴取

11月 策定委員会の開催

　　常任委員会に報告（ビジョン素案）

12月 パブリックコメントの実施

令和2年 2月 策定委員会の開催

3月 常任委員会に報告（ビジョン案）

　　ビジョン策定

○ 第2期みやざき子ども・子育て応援プランの策定について

こども政策課

1 策定の理由

本プランは、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する基本的な計画、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援地域行動計画のほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画としても位置づけられるものである。現行プランの期間（平成27年度～令和元年度）が満了することから、国が示す基本指針等を踏まえて現行プランの見直しを図り、令和2年度からの新たなプランを策定するものである。

2 概要等

(1) 計画期間

令和2年度～令和6年度（5年間）

(2) 計画の趣旨

本県の合計特殊出生率は、全国的には高い水準にあるものの、出生数は年々減少しており、少子化に歯止めがかかっていない。

そのような少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子どもや子育て家庭に必要な支援を行うことにより、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に資するため新たなプランを策定する。

(3) 主な内容（案）

- ・ 子どもを取り巻く状況
- ・ 基本的考え方
- ・ プランの推進体制・進捗管理
- ・ 幼児教育・保育等の提供体制
- ・ 子ども・子育てに関する各種施策の推進

3 今後のスケジュール（予定）

令和元年 7月 宮崎県子ども・子育て支援会議の意見聴取

9月 常任委員会に報告（現行プランの実績報告）

10月 宮崎県子ども・子育て支援会議の意見聴取

12月 常任委員会に報告（第2期プラン素案）

パブリックコメントの実施

令和2年 1月 宮崎県子ども・子育て支援会議の意見聴取

3月 常任委員会で審議（第2期プラン案）

第2期プラン策定

○ 宮崎県社会的養育推進計画（仮称）の策定について

こども家庭課

1 策定の理由

平成28年の改正児童福祉法において明示された「家庭養育優先の原則」の徹底や「子どもの最善の利益」の実現を図るため、国は全都道府県に通知を発出し、社会的養育推進に関する新たな都道府県計画の策定及びその着実な推進について要請がなされた。

このため、平成27年10月に策定した「宮崎県家庭養護推進計画」を全面的に見直し、新たに「宮崎県社会的養育推進計画（仮称）」を策定する。

2 概要等

（1）計画期間

令和2年度～令和11年度（10年間）

（2）計画の趣旨

本計画は、「家庭養育優先原則」の徹底と「子どもの最善の利益」を実現するため、本県の目指すべき社会的養育の全体像を示すとともに、その実現に向けた方策を明示するため策定する。

（3）計画の内容（案）

- ① 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- ② 当事者である子どもの権利擁護の取組
- ③ 市町村の子ども家庭支援体制構築等に向けた県の取組
- ④ 代替養育を必要とする子ど�数の見込み（各年度）
- ⑤ 里親等への委託の推進に向けた取組
- ⑥ 特別養子縁組等の推進のための支援体制構築に向けた取組
- ⑦ 施設の小規模・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- ⑧ 一時保護改革に向けた取組
- ⑨ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- ⑩ 児童相談所強化等に向けた取組

3 今後のスケジュール（予定）

令和元年	7月～9月	児童養護施設、里親支援機関、市町村等との協議・調整
	10月	社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見聴取（計画素案）
	12月	常任委員会に報告（計画素案） パブリックコメントの実施
令和2年	2月	社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見聴取（計画案）
	3月	常任委員会に報告（計画案） 計画策定

現行計画（家庭的養護推進計画）と新計画（社会的養育推進計画）の概要

(現行) 家庭的養護推進計画	(新) 社会的養育推進計画
<p>計画期間 平成27年度～令和11年度（15年間）</p>	<p>計画期間 令和2年度～令和11年度（10年間）</p>
<p>計画の趣旨 里親養育を優先するとともに、施設養護における家庭的養育環境の推進を図るために、里親等委託や施設の小規模化・地域分散化などの本県の家庭的養護推進の方策を明示する。</p>	<p>計画の趣旨 「家庭養育優先原則」の徹底と「子どもの最善の利益」を実現するため、本県の目指すべき社会的養育の全体像を示すとともに、その実現に向けた方策を明示する。</p>
<p>計画の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 家庭的養護の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・里親等委託の推進 ・施設における小規模化・地域分散化 ② 施設等種別ごとのあり方 ③ 施設等機能の強化 ④ 被措置児童等の権利擁護の推進 	<p>計画の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>社会的養育体制整備の基本的考え方・全体像</u> ② <u>当事者である子どもの権利擁護の取組</u> ③ <u>市町村の子ども家庭支援体制構築等に向けた県の取組</u> ④ <u>代替養育を必要とする子ども数の見込み（各年度）</u> ⑤ <u>里親等への委託の推進に向けた取組</u> ⑥ <u>特別養子縁組等推進のための支援体制構築に向けた取組</u> ⑦ <u>施設の小規模・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組</u> ⑧ <u>一時保護改革に向けた取組</u> ⑨ <u>社会的養護自立支援推進に向けた取組</u> ⑩ <u>児童相談所強化等に向けた取組</u>

※里親等委託率の目標値

・里親・ファミリーホーム：14.0% → 35.0%

※里親等委託率の目標値

国の数値目標及び達成期限を念頭に置きながら、地域の実情を踏まえた目標を設定することとされている。

（国が示す数値目標・達成期限）

- ・3歳未満：概ね5年以内に75%
- ・3歳以上の就学前：概ね7年以内に75%
- ・学童期以降：概ね10年以内に50%